

令和2年6月

特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者となるべき 事業者に関する周知への御協力のお願い

平素より、経済産業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）では、工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や荷主・輸送事業者に対し、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取り組みが不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

規制の対象となる事業者（既に指定を受けている者を除く）について、工場等に係る措置においては、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年度以上の場合に、荷主に係る措置においては、自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が3,000万トンキロ/年度以上の場合に、また、輸送事業者に係る措置においては、一定基準以上の輸送能力（トラック200台以上等）を有する場合に、事業者自ら届出を行い、特定事業者、特定荷主または特定輸送事業者の指定を受ける必要があります。

平成30年度の省エネ法改正により、貨物の所有権を有しなくとも、貨物の輸送方法等を実質的に決定している事業者も新たに荷主となることとしたため、今年度から、特定荷主となるべき事業者が増加するものと想定されます。

つきましては、貴団体の加盟事業者に対し、改めて省エネ法に基づく手続きの周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

詳しくは、別紙資料をご確認の上、ご対応頂ければと存じます。

お忙しい中、お手数おかけしますが、省エネルギー政策の円滑な執行に向け、何卒、よろしくお願い致します。

以上

【本件に関するお問合せ先】

（工場等、荷主） 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
担当：伊藤、高橋、浅沼（TEL：03-3501-9726）

（輸送事業者） 国土交通省 総合政策局 環境政策課

担当：松田、森島（TEL：03-5253-8263）